

# 【福島県原子力損害対策協議会】 原子力損害賠償の完全実施に関する 緊急要望・要求活動 結果

□日 時 令和7年12月4日（木）10：00～15：55

□要望(要求)者 会長代理：福島県副知事 鈴木正晃  
副会長：JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会  
会長代理 今泉 仁寿  
副会長：福島県商工会連合会 会長代理 松崎 淳一  
副会長：福島県市長会 会長 立谷 秀清(相馬市長)  
会長代理 三保 恵一(二本松市長)  
副会長：福島県町村会 会長 星 學(下郷町長)

□要望(要求)先 東京電力ホールディングス株式会社  
(対応者 代表執行役社長 小早川智明ほか)  
経済産業省 (対応者 副大臣 山田 賢司)  
文部科学省 (対応者 副大臣 小林 茂樹)  
復興庁 (対応者 副大臣 瀬戸 隆一)

※上記のほか、原子力損害賠償紛争審査会に対しても要望書を別途提出

## □要望(要求)項目

- 1 A L P S処理水の海洋放出に係る責任ある対応
- 2 中間指針第五次追補等を踏まえた適切な対応
- 3 適時適切な「指針」の見直し（国のみ）
- 4 営業損害に係る賠償
- 5 被害者や地域の実情を踏まえた賠償
- 6 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償
- 7 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介
- 8 地方公共団体に係る賠償
- 9 政府による復興施策等の確実な実施（国のみ）
- 10 東京電力による復興支援等の実施（東京電力のみ）

## □内 容

鈴木県原子力損害対策協議会会長代理から、国、東京電力に要望(要求)書を手交し、緊急要望(要求)を行った。対応者等の発言内容は以下のとおり。

## 1 東京電力（対応者：代表執行役社長 小早川智明ほか）

10:00~11:00 東京電力本館 1階 会見場

### 【東京電力 小早川社長】

- 当社福島第一原子力発電所事故から14年  
以上が経過してもなお、福島の方々や関係団体の皆様に多大なる御心配と御負担をお掛け  
していることについて、改めて心より深くお詫  
び申し上げる。
- 賠償については、福島県・市町村の皆様か  
ら多大な御協力を賜り、中間指針第五次追補  
等を踏まえた追加賠償は、現在、対象の約9  
割の方へ支払が進み、自治体賠償において  
も、御請求内容の整理・見直しなどに御理解と  
御協力をいただき、一定の進捗を得ることができ  
ている。また、生産者・事業者様への賠償に  
おいても、関係団体の皆様からの御指導を賜りながら、対応を進めることができている。この場  
をお借りし、御礼申し上げる。
- 当社は引き続き「3つの誓い」の「最後の一人まで賠償貫徹」に基づき、地域実態や被害を受  
けられた方々の個別の御事情を丁寧にお伺いし、適切に賠償金をお支払いできるよう責任を  
もって取り組んでまいる。
- 次に、廃炉については、福島県の復興の大前提是、安全・着実な廃炉の推進であるとい  
うことを肝に銘じ、取り組んでいる。
- 燃料デブリの取り出しについては、昨年11月以降、2回の試験的取り出しに成功し、現在、  
取り出した燃料デブリの分析を進めているところであり、今後の本格的な取り出しに向け、引き  
続き、安全・着実に進めてまいる。
- ALPS処理水については、本日、12月4日より、通算17回目の放出を開始する予定であり、  
引き続き、新たな風評被害を生じさせないとの決意の下、設備運用の安全・品質確保に万全  
を期すとともに、IAEAのレビューを通じて国内外に対し、科学的根拠に基づく客観性・透明性  
の高い情報を分かりやすく発信してまいる。
- 廃炉を進めるにあたっては、県民の皆様の思いを心の真ん中において、安全最優先の下、  
私が先頭に立って、復興と廃炉の両立に全力で取り組み、福島への責任を貫徹してまいる。
- また、復興に向けて、福島県産品の魅力や美味しさを広くPRするイベントの実施に加え、福  
島県産品を継続的にお取り扱いいただくことをより重視し、新たな販路開拓や定着につながる  
施策や、福島県の魅力の発信に、今後も取り組んでまいる。
- 本日いただいた御要求の内容を真摯に受け止め、福島への責任を果たしていくことが我  
々の使命であると改めて認識し、今回の御要請内容に対しても、しっかりと対応してまいる。



## 【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

### ＜A L P S 処理水の海洋放出に係る責任ある対応＞

- 要求書3頁の1(1)。ALPS処理水の海洋放出に伴う一部の国や地域による日本産水産物等の輸入停止措置について、依然として福島県産水産物等の輸入規制が継続し、漁業者や水産加工者を始めとする事業者に影響が生じていることから、被害者の立場に立った賠償を確実かつ迅速に行うこと。

また、海洋放出は長期間にわたる取組であるため、新たな風評を発生させないという強い決意の下、徹底した安全対策を始め、国内外に向けた正確な情報発信や万全な風評対策はもとより、将来に向けた実行性のある事業者支援策等に、東京電力としても主体的に取り組むこと。

- 要求書3頁の1(2)。それでもなお、風評被害が発生する場合には、「損害がある限り最後まで賠償する」との基本的な考え方の下、特に次の事項について確実に対応すること。
- アとして、具体的な請求手続などについて、十分な相談・受付体制を確保した上で、事業者に寄り添って対応すること。
- イとして、賠償請求に係る損害の立証については、事業者の負担とならない簡便かつ柔軟な方法により対応すること。
- ウとして、農林水産業や観光業、商工業のみならず、あらゆる業種において、損害の範囲を幅広く捉え、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応すること。

### ＜中間指針第五次追補等を踏まえた適切な対応＞

- 要求書4頁の2(1)。中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償について、賠償請求未了者の現況把握と追加賠償の周知を丁寧に行うとともに、現地訪問等を通した手続案内や請求支援にも取り組むことで、確実かつ円滑に賠償を行うこと。
- 要求書4頁の2(2)。「指針」に明記されなかった個別具体的な事情による損害についても、誠意を持って対応すること。

### ＜営業損害に係る賠償＞

- 要求書4頁の3(1)ア。農林水産業に係る営業損害については、農林漁業者や関係団体からの意見・要望に柔軟に対応し、被害者の負担軽減を進めながら、被害者の立場に立った賠償を円滑に行うこと。

また、東京電力としても、県産農林水産物の販路回復を支援するなど、県内全域に根強く残る風評の払拭や産地の競争力の回復に向けた取組を行うこと。

- 要求書4頁の3(1)イ。避難指示区域内や出荷制限等に係る農林業の一括賠償後の取扱いについて、農林業者等へ事前に丁寧な周知・説明を徹底して行い、被害の実態に見合った賠償を確実に行うこと。
- 要求書5頁の(2)イ。商工業等に係る営業損害の一括賠償後の取扱いについても、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、表面的・形式的に判断することなく、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償を確実かつ迅速に行うこと。

さらに、東京電力としても、当県への観光誘客や県産品の販路回復を支援するなど、県内全域に根強く残る風評の払拭やブランド力の回復に向けた取組を行うこと。

### ＜被害者の視点に立った親身・迅速な賠償＞

- 要求書7頁の5(2)。「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識し、被害者の視点に立った柔軟な解釈の下で、賠償請求へ迅速に対応するなど、被害者優先の親身な賠償を行うこと。

- 要求書7頁の5(4)。賠償請求手続については、高齢者等から手続が困難である等の声があることから、必要な相談体制をしっかりと確保した上で、対象となる賠償項目及び請求方法の分かりやすい表記、賠償請求未了者への手続の一層の周知や、個別訪問等による手続の支援、相談窓口等での誠意ある丁寧な対応をこれまで以上に徹底して行うこと。
- 要求書8頁の5(6)。全ての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、賠償請求未了者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、「指針」に明記されていない損害への対応を含め、将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うこと。

#### ＜地方公共団体に係る賠償＞

- 要求書8頁の7(1)。県内地方公共団体が原子力発電所事故に起因して負担した費用等について、請求手続の簡素化に取り組みながら相談や請求に丁寧に対応し、確実かつ迅速に賠償を行うこと。

特に、先行して賠償を行った事例について、被害の状況が類似している他の地方公共団体における損害にも適用し、公平な賠償を行うこと。

#### ＜東京電力による復興支援等の実施＞

- 要求書9頁の8。原子力災害による影響は、現在進行形で県内全域に及んでいることから、東京電力としても、原子力発電所事故の原因者として、安全かつ着実な廃炉や被害者に寄り添った迅速な賠償はもとより、被害者の生活再建や被災地の再生、根強く残る風評の払拭など福島の復興に向けた取組を行うこと。
- 以上、事故から14年8か月以上が経過した現在も事故の影響は広範囲に及んでいることから、福島県の現状を受け止め、損害がある限り最後まで責任を持って賠償を貫徹するよう強く要求する。

#### 【東京電力 小早川社長】

- 要求書3頁の「1 ALPS処理水の海洋放出に係る責任ある対応」について、御回答申し上げる。
- ALPS処理水の海洋放出に伴う新たな風評を生じさせないとの決意の下、引き続き「安全・品質の確保」、「迅速なモニタリングと国内外に向けた正確な情報発信」、「IAEA レビューを通じた透明性の確保」、「水産品の消費拡大・流通対策」に全力を尽くしてまいる。
- 加えて、風評への御懸念や生業継続への御不安、一部の国・地域による輸入停止措置などを踏まえ、関係者の方々との対話や協議を通じて、必要な対策を徹底して講じてまいる。
- ALPS処理水放出に伴い国内の事業者様に発生した被害について、御事情を丁寧にお伺いし、適切に賠償してまいる。引き続き、ALPS処理水の海洋放出を含む今後の廃炉の取組を、安全最優先に、緊張感をもって進めてまいる。
- 次に、ALPS処理水の放出による被害の賠償について、当社は、事業者様ごとの被害の実態を丁寧にお伺いし、発生した被害に対して、適切に賠償させていただく。
- また、相談、受付体制を十分確保した上で、御相談窓口やお電話、御訪問などで分かりやすく賠償の御説明をさせていただくとともに、事業者様ごとに被害の実態を丁寧に伺い対応させていただくなど、御請求者様に極力御負担をお掛けしないよう、柔軟に対応してまいる。

- 要求書4頁の「2 中間指針第五次追補等を踏まえた適切な対応」について、御回答申し上げる。
  - 追加賠償については、11月28日現在、対象の約148万人に対し、約136万人の方にお支払いさせていただいている。自治体様の広報誌への追加賠償に関する御案内の掲載や臨時御相談窓口の開設など、福島県、市町村の皆様から多大な御協力を賜り、一定の進捗を得ることができていることを改めて御礼申し上げる。
  - 引き続き、御請求いただいている方の現状を把握した上で、きめ細かに御請求の御案内をさせていただく。
  - また、各市町村の皆様に業務の御負担をおかけしないよう、御請求のために必要な書類を分かりやすく明記し、御請求の解説書の記載内容を見直しさせていただくなど、必要に応じて柔軟に対応させていただく。
  - 中間指針第五次追補に明記されなかった損害に対しても、個別の御事情を丁寧にお伺いして、誠実な対応に努めてまいる。
- 
- 要求書4頁の「3 営業損害に係る賠償」における「(1)農林水産業の営業損害に係る賠償」について、御回答申し上げる。
  - 農林水産業者様の当社事故による損害に対して引き続き、迅速かつ適切な賠償に取り組んでまいる。
  - その上で、御意見や御要望を丁寧にお伺いし、御請求書作成や証憑整理のお手伝いといった御請求者様の負担軽減に取り組むなど、御請求者様の立場に立った対応に努めてまいる。
  - また、小売店や飲食店で福島県産品を継続的にお取り扱いいただき、実際に棚に並ぶことをより重視し、関係団体様が主催される交流会等をお手伝いさせていただきながら、消費拡大や認知度・ブランドイメージの向上に取り組んでまいる。
  - 例えば、青果専門店での桃や梨のお取り扱いや、都内ホテルでのブランド米の採用などを通じて、消費者様だけではなく、流通関係者様にも県産農産物の美味しさ・魅力が認知されつつあると感じている。加えて、海外においても福島牛や桃のフェアを開催し、多くの方から好評をいただいている。
  - 今後も、流通関係者様と連携し、福島県産品が国内外の小売店などに定番化して棚に並べてもらえるよう、取組を進めてまいる。
  - 農林業の一括賠償後の取り扱いについて、当社事故と相当因果関係のある損害が、お支払いた一括賠償額を超過した場合には、超過分をお支払いしている。
  - 生産者様を取り巻く状況は様々であることを踏まえ、個別の御事情を丁寧にお伺いしながら、誠実できめ細やかな対応に努めてまいる。
  - 次に、「(2)商工業者様の営業損害に係る賠償」について、御回答申し上げる。
  - 商工業者様に対する営業損害の一括賠償後の取扱いについて、表面的、形式的に判断することなく、個別の御事情を丁寧にお伺いするなど、適切に対応していく。
  - あわせて、御請求書作成や証憑整理のお手伝いといった御請求者様の負担軽減に取り組むなど、引き続き御請求者様の立場に立った対応に努めてまいる。
  - また、当社が企画・運営をお手伝いさせていただいているラジオ放送にて、県内事業者様に商品をPRしていただく機会を設けるなど、県産品の消費拡大に向けて取り組んでいる。

加えて、当社が展開している「発見！ふくしま」にて、ふくしまデスティネーションキャンペーンをはじめとした観光情報を発信するなど、福島県全体の魅力を全国の皆様に広く発信する取組を進めている。

○ さらに、今後は、大手食品卸が主催する展示商談会における県内事業者様の商品出展やバイヤーとの商談サポートなどにも力を入れ、小売店などに定番化して棚に並べてもらえるよう、取り組んでまいる。

○ 要求書7頁の「5 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償」について、御回答申し上げる。

○ 当社は、被害を受けられた方々の立場に立った誠実な対応に努め、引き続き、迅速かつ親身な賠償に取り組んでまいる。

○ 御請求手続については、賠償内容や請求書の記載方法などを丁寧に説明させていただくとともに、請求書類の簡素化や証憑整理など、引き続き、御請求者様の負担軽減につながるよう取り組んでまいる。

○ 御高齢の方を始め、まだ御請求いただいていない方々への対応としては、必要な相談体制を確保した上で、電話や個別訪問などにより、御案内を続けてまいる。

加えて、自治体様にも御協力をいただきながら臨時御相談窓口を開設させていただくとともに、問合せいただいた機会などをとらえて、損害の状況を丁寧にお伺いし、御請求いただいている損害項目について御案内することにも、継続して取り組んでまいる。

○ 消滅時効に関する考え方については、第四次総合特別事業計画に記載させていただいたとおり、時効の完成をもって一律に賠償請求をお断りすることは考えておらず、時効完成後も、御請求者様の個別の御事情を踏まえ、消滅時効に関して柔軟な対応を行わせていただく。

○ 当社としては、被害を受けられた方々が時効によって適切な賠償を受けられなくなることがないよう、引き続き、「3つの誓い」に掲げる「最後の一人まで賠償貫徹」に基づき、消滅時効に関して柔軟な対応をさせていただく。

○ 要求書8頁の「7 地方公共団体に係る賠償」について、御回答申し上げる。

○ 地方公共団体様の賠償については、一般の御被災者様への対応を優先してきた経緯から、結果として御対応が遅れることもあったが、各地方公共団体様からは、御多忙のところ請求に必要な証明書類を御提出いただくなど多大なる御理解と御協力を賜り、また、福島県市長会の皆様に率先して御指導いただきながら、着実に前進することができており、心から感謝申し上げる。

○ 地方公共団体様が、当社事故に起因して御負担された費用の御請求については、御提出いただく書類の簡素化に努め、個別の御事情を丁寧にお伺いさせていただきながら、引き続き、迅速かつ適切な賠償に取り組んでまいる。

○ また、詳しく御事情をお伺いすることでお支払いに繋がった事例もあり、他の地方公共団体様で同様の御事情が当てはまる場合、適切に賠償させていただく。

○ 要求書9頁の「8 東京電力による復興支援等の実施」について、回答申し上げる。

○ 当社は、事故の原因者として、福島第一原子力発電所と福島第二原子力発電所の廃炉を安全かつ着実に進めるとともに、「3つの誓い」に掲げる「最後の一人まで賠償貫徹」、「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」、「和解仲介案の尊重」に基づき、引き続き迅速かつ適切に賠償させていただく。

また、地域の皆様と一体となって廃炉関連産業を活性化し、雇用創出、人材育成、産業・経済基盤の創造等に貢献することで、「復興と廃炉の両立」に取り組んでまいります。

- さらに、従来の各種販売イベントを通じた需要喚起に加え、流通関係者様と連携した新規販路開拓等を通じて、国内外の小売店・飲食店などで福島県産品を継続的にお取り扱いいただき、実際に棚に並ぶことをより重視した取組を推進してまいります。

### 【今泉JA協議会会長代理（常務理事）】

- これまで賠償に係る基準の調整、賠償に関わる法的な解釈を東京電力との間で調整してきた。現時点では、大きな課題があるという状況ではない。
- しかし、県内の農産物価格は全体として回復していないことから、風評被害が損失として発生している。これについては、適正に賠償を進めていただくよう改めてお願ひしたい。
- 県産農畜産物の流通面について、東京電力の御支援、特に専門のふくしま流通促進室を設置いただき、多様な実需者、流通の方々に対するアプローチをしていただいている。
- これまで東京電力独自の支援というものが多かったが、我々JAグループが行う販売支援とも連携して実施していくという方向性も御確認いただき、様々な場面で御支援いただいている。
- 最終的には、実需者に一番近いところとやり取りをさせていただくことが我々も可能となった。こういったことを積み重ねていくことで、生産者が精神的な負担を感じる風評被害が少しでも減少していくよう、今後も御協力いただきたい。

### 【松崎商工会連合会副会長（天栄村商工会長）】

- 原発事故から14年8か月が経過し、順次避難指示が解除となっているものの、帰還困難区域もまだ残っている中で、住民の帰還が進まず、事業者は、地元での再建の見通しが立たない厳しい状況が続いている。風評被害も依然として根強く残っている。  
東京電力においては、損害が続く限り賠償を迅速かつ適切に実施し、原子力災害の原因者としての責任を最後まで果たすようお願ひしたい。
- 同様の損害を受けているあらゆる事業者に対する賠償の対応に相違が生じることのないよう、相当因果関係の類型、判断根拠、東京電力の運用基準や個別事業に対応した事例を公表・周知するとともに、書面による明示などにより被害事業者に分かりやすく丁寧に説明していただきたい。
- また、商工業者に対する一括損害賠償後の追加請求に対する支払は、申請件数1,124件に対し、10月末現在において認められたものが43件と極めて少なく、確認に長期の時間を要しており、賠償を断られるケースがほとんどの状況にある。時間の経過とともに因果関係の立証が難しくなる中、請求の機会を失うことのないよう、迅速かつ適正な実施と、被害者に対して一層誠意を持った対応を行っていただきたい。
- ALPS処理水の管理及び海洋放出については、国の十分な指導の下、ミスが発生しないよう適切に対処すること。また、新たな風評を生じさせないよう、正確な情報発信や風評被害抑制の対策を十分に行っていただきたい。
- なお、ALPS処理水の海洋放出等の風評により、新たな損害が生じた場合には、あらゆる事業者に対して、被害者の負担にならない方法により、確実かつ迅速に賠償を行うこと。また、一般的な統計データなどでは表せない個別事情なども考慮し、個々の事情を十分に聞き取り、被害者に寄り添った賠償を行っていただきたい。

### 【東京電力 小早川社長】

- 今泉常務理事からいただいた御要求について、御回答申し上げる。
- まず、根強い風評が流通面にあるとの御指摘に関して、生産者様及び関係団体様への賠償については、中間指針や、和解仲介案の尊重を含む「3つの誓い」に基づき、生産者様及び関係団体様の御意向をしっかりとお聴きするとともに、十分御理解いただくよう御説明を行いながら取り組んでまいり。
- また、福島県の特殊性や当社事故に起因する損害の実態等を十分に踏まえ、その上で、引き続き個別の御事情をお伺いし、誠実かつきめ細やかに対応させていただく。
- さらに、賠償だけでなく、JAグループの皆様と連携した、福島県産農畜産物の風評軽減につながる積極的な販路確保等の取組について、当社は福島第一原子力発電所事故の当事者の責任として、福島県の復興に向け、県産品の魅力や美味しさを広くPRする施策に加え、消費拡大や認知度・ブランドイメージの向上につながるイベントの開催などに、引き続き、しっかりと取り組んでまいり。

### 【東京電力 小早川社長】

- 松崎副会長から御要求をいただいた内容について、回答申し上げる。
- 商工業は、業種業態が多岐にわたり、同一業種であっても規模や事業内容等により損害が発生している状況が様々であることから、一律的に類型や判断基準をお示しすることは困難と考えているが、賠償に関する当社の考え方などの情報を共有させていただきながら、御請求者様の御事情をしっかりとお伺いし、適切に対応させていただく。また、賠償可否の理由を御説明させていただくことに加え、書面にてその理由をお示しし、丁寧な御説明に努めてまいり。
- 一括賠償後の追加賠償については、御請求いただいた際は、個別の御事情を丁寧にお伺いし、適切に対応してまいり。また、追加賠償の考え方や賠償対象の事例等については、各商工会様を訪問し、引き続き御説明させていただく。
- ALPS処理水希釈・放出設備は、日々の設備パトロールの他、点検計画に基づいて定期的にメンテナンスを実施し、設備安全性の維持、設備トラブルの未然防止に努めており、これらの取組は、IAEAレビューにより、国際的な安全基準への適合を確認しながら進めている。また、新たな風評被害を発生させないために、モニタリングデータを含む科学的根拠に基づく正確な情報を、国内・国際社会に分かりやすい形で発信し、ALPS処理水放出の安全性について御理解いただけるよう説明を重ねてまいり。
- ALPS処理水の海洋放出に伴う被害が生じた場合には、迅速かつ適切に賠償させていただく。事業者様ごとの個別の御事情を丁寧にお伺いさせていただくとともに、御請求書作成や証憑整理のお手伝いといった御負担の軽減に取り組むなど、御請求者様の立場に立って、丁寧に対応してまいり。

### 【三保市長会会長代理（二本松市長）】

- 原子力損害賠償について、ALPS処理水の海洋放出に関して、万全の風評対策を講じた上でなお風評被害が生じた場合の「賠償基準」の運用に当たり、被害の定量化について現場の意見に柔軟に対応願いたい。
- ALPS処理水の処分や廃炉作業による風評被害の長期化が懸念されることから、時効を援用することのない賠償の実施をお願いしたい。

- ALPS処理水の処分や廃炉作業が長期にわたること、また、県全域において風評が根強く残っていることから、風評被害を最小にとどめるために自治体が実施するあらゆる風評対策に係る費用について、財政支援措置がなされないものに対する賠償をお願いしたい。
- 自治体賠償について、事故による税収減少分の確実な賠償、民間事業と同様の立場で行う事業への十分な賠償及び財物賠償に係る迅速な賠償と柔軟な対応をお願いしたい。
- ADRによる地方自治体の和解仲介実例について、被害の状況が類似している他自治体へ適用し公平な賠償の確実かつ迅速な実施をお願いしたい。
- 復興支援に関しては、今後まだまだ続く原発事故後の影響を踏まえ、事故の原因者として、被災地の再生など福島の復興に向けた取組の一層の推進をお願いしたい。

### 【星町会会长（下郷町長）】

- 私からは、3点申し上げる。
- 1点目は、「1のALPS処理水の海洋放出に係る責任ある対応」について。
- 海洋放出は順調に推移していると思われるが、廃炉が完了するまでの長期間にわたる取組となることから、常に緊張感をもって作業にあたるよう強く求める。
- また、海洋放出に伴う風評など、実態を知らないことによる漠然とした不安が風評につながると思われるため、海洋放出を含む廃炉作業の全てに関し、正確な情報発信を行うなど、新たな風評は発生させないとの強い決意の下、万全な風評対策を強く求める。
- なお、それでも風評被害が発生した場合は、損害がある限り最後まで賠償するとの考え方の下、被害の実態に合った賠償を確実に行うとともに、将来に向けた実行性のある事業者支援策等に、引き続き東京電力としても主体的に取り組んでいただきたい。
- 2点目は、「5の被害者の視点に立った親身・迅速な賠償」について。
- 毎回申し上げているが、「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識し、被害者優先の賠償を行うとともに、賠償業務に携わるすべての関係者は、第四次総合特別事業計画に掲げられた「3つの誓い」を厳守し、業務を遂行するよう、強く求める。
- また、請求手続において、被害者の負担軽減を一層進めるとともに、全ての被害者が確実に賠償請求できるよう、相談体制の確保や相談窓口等での誠意ある丁寧な対応の徹底を強く求める。
- 3点目は、「7の地方公共団体に係る賠償」について。
- 住民の安全・安心を守るため、市町村が実施している様々な検査や風評対策などの事業に要した経費は、その実施体制に要する人件費を含め、政府指示の有無にかかわらず、事故との因果関係は明らかであることから、確実かつ迅速に賠償を行っていただくこと、また、先行して賠償を行った事例、ADRによる和解仲介の県や市町村の実例を被害が類似している他の市町村の損害にも適用し、直接請求による公平な賠償を行っていただくことを強く求める。
- 最後になるが、事故から14年8か月が過ぎた。当県復興は廃炉が着実に遂行されることが前提であり、廃炉の実現なくして真の復興は成し遂げられない。最大の課題である燃料デブリの本格的取出しに関しては、2030年後半にずれ込むことが示された。目標となる2051年の廃炉完了に向けてこれからも安全を最優先に、常に緊張感を持って着実に取り組んでいただきたい。決して当県復興が後退することのないよう、東京電力の総力をもって、「福島への責任」を確実に果たしていただくよう強く申し上げる。

### 【東京電力 小早川社長】

- 町村会様と共通する御要求も含め、まず、市長会の三保会長代理からいただいた内容について、御回答申し上げる。
- ALPS処理水の海洋放出や廃炉作業に伴い、新たな風評が生じた場合には、個別の御事情を丁寧にお伺いし、適切に対応させていただく。また、「最後の一人まで賠償貫徹」の考え方の下、柔軟に対応させていただく。
- ALPS処理水の海洋放出に関して、地方公共団体様が実施される各種対策費用については、御事情を丁寧にお伺いさせていただき、被害実態を踏まえて適切に対応してまいる。
- 加えて、本年も市長会様主催の「副市長会議」にて、当社の説明の場を設けていただいた。各市様の御協力により、自治体賠償が進捗していることに、御礼申し上げる。
- 地方公共団体様に係る ADR 和解事例については、他の地方公共団体様の個別の御事情を丁寧にお伺いする中で同様の御事情があれば、適切に対応させていただく。
- 今後も積極的に各市町村様を訪問し、個別の御事情を丁寧にお伺いしながら迅速に対応してまいる。
- また、復興支援に係る御要求に関して、当社は事故の原因者として、廃炉を安全・着実に進めるとともに、地域の皆様と一緒に廃炉関連産業を活性化し、雇用創出、人材育成、産業・経済基盤の創造等に貢献することで、「復興と廃炉の両立」に引き続き、取り組んでまいる。

### 【東京電力 小早川社長】

- 続いて、町村会の星会長から御要求をいただいた内容について、御回答申し上げる。
- なお、市長会様と共通する御要望に関しては先程御回答したため（「7 地方公共団体に係る賠償」に関する回答）、その他の内容について御回答申し上げる。
- ALPS処理水の海洋放出については、新たな風評を生じさせないとの決意の下、引き続き、正しい情報を分かりやすく発信してまいる。
- なお、それでも損害が発生した場合は、個別の御事情を丁寧にお伺いし適切に賠償してまいる。
- 「被害者の視点に立った親身・迅速な賠償」については、第四次総合特別事業計画に掲げている「3つの誓い」を遵守し、今後も個別の御事情を丁寧にお伺いし、迅速かつ適切な賠償に取り組んでまいる。
- また、追加賠償を含め、御請求者様の御負担の軽減に取り組むとともに、被害を受けられた方々の立場に立った誠実な対応を進め、御相談窓口などでのきめ細やかな対応に努めてまいる。
- 震災から14年8か月が経過した。福島県の復興の大前提是、安全・着実な廃炉の推進であるということを肝に銘じ、重要な課題であるALPS処理水の海洋放出や燃料デブリ取出しを進めてまいる。引き続き、地域の皆様へ御心配をおかけすることのないよう、「福島への責任」の貫徹に向けて、私が先頭に立って安全を最優先に、緊張感をもって着実に取り組んでまいる。

### 【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 私から、3点をお願いしたい。
- 1点目は、ALPS処理水の海洋放出に係る責任ある対応について。
- 先ほど、小早川社長から、安全対策や情報発信などに全力を尽くすとの話があった。ALPS処理水の海洋放出を始め廃炉の取組は、今後も長きにわたって続くものであり、本県の復興を妨げかねない大きな課題となる取組。安全対策はもとより、新たな風評被害が発生することのないよう徹底して取り組んでいただきたい。
- 万一、新たな被害が生じた場合は確実、迅速に賠償を行うことを改めて念押ししたい。また、原発事故以降、県内の事業者は、いまだ根強く残る風評に苦しんでいます。事業者に真摯に向き合い、被害者に寄り添った丁寧な対応を改めてお願いしたい。
- 2点目は、被害者の視点に立った親身・迅速な賠償について。
- 一律の基準による賠償は一定の進捗があると受け止めているが、一律の基準を超える損害や当てはまらない損害を受けている方も残っておられる。指針は賠償範囲の最小限であるということを改めて深く認識し、被害者の個別事情も真摯に受け止め、被害の実態に見合った賠償を行うよう、取り組んでいただきたい。
- また、小早川社長から、御高齢の方を含め、未請求者への対応として、電話や個別訪問に加え、自治体にも協力をいただきながら請求の案内をするとの話があった。未請求者は様々な事情で請求に到っていないと思うが、特に高齢者については、請求手続が困難との声もあることから、それぞれの事情に応じて丁寧に対応し、被害者が請求の機会を失うことがないよう徹底して取り組んでいただきたい。
- 3点目は、東京電力による復興支援等の実施について。
- 小早川社長から、福島県産品の各種販売イベント、新規販路開拓等を通じて、国内外での継続的な取扱いに繋げ、実際に棚に並ぶことをより重視した取組を推進していくとの話があった。損害がある限り賠償を行うことはもとより、こうした損害が生じている原因を取り除くための取組も復興に向け非常に重要なことから、一層の推進をお願いしたい。
- 以上、3点について、小早川社長から再度コメントを求める。

### 【東京電力 小早川社長】

- まず、ALPS処理水の海洋放出に係る責任ある対応について回答申し上げる。
- ALPS処理水の海洋放出を始め、安全・着実な廃炉の推進は、長期にわたる取組であり、福島の復興の大前提であることを肝に銘じ、緊張感をもって取り組んでまいる。
- その上で、地元をはじめとした関係する方々の声に真摯に向き合い、御疑問や御懸念の解消に努めてまいる。また、新たな風評被害が発生することのないよう、科学的根拠に基づいた透明性の高い情報を発信するとともに、風評を受け得る生産・加工・流通・消費の各段階への対応を継続し、関係する方々との対話・協議を通じて必要な対策を適宜講じてまいる。
- それでもなお、ALPS処理水の海洋放出による風評被害が生じた場合には、適切に賠償させていただく。
- 次に、被害者の視点に立った親身・迅速な賠償について回答申し上げる。
- 当社は、被害を受けられた方々の立場に立ち、個別の御事情をしっかりとお伺いし、引き続き、迅速かつ親身な賠償に取り組んでまいる。

- また、中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償をまだ御請求いただいている方に対して、これまででも電話や個別訪問、臨時御相談窓口の開設などにより御請求書の作成のお手伝いを実施してきた。
- 今後は、各地域によりきめ細やかに入ることを心掛け、御高齢の方を始め、まだ御請求をいただいている方やお困りごとを抱えている方へ、より丁寧に対応するよう努めてまいる。
- 最後に、当社の復興に向けた取組について回答申し上げる。
- 昨年、この場において、福島県産品の魅力や美味しさを広くPRする販売イベントに加え、福島県産品が小売店や飲食店で継続的にお取り扱いいただき、実際に棚に並ぶことをより重視した取組を進めることを回答させていただき、この一年間、具体的な施策を実施した。
- 本日も、その一部を御報告したところであるが、今後も引き続き、販路の定着やブランドイメージの向上に一層注力し、復興に向けた取組を強化してまいる。

#### **【三保市長会会長代理（二本松市長）】**

- 復興支援について回答いただいた。
- 今後、まだまだ続く原発事故後の影響について、被災地の再生、福島復興に向けた取組、具体的には道の駅等で実施する様々なイベント、活性化に向けた取組等についても、一層の推進と御支援をお願いしたい。

#### **【鈴木県協議会会長代理（副知事）】**

- 三保市長から話があった部分も含め、今後の事業展開をお願いしたい。最後に私から申し上げる。
- 原発事故から14年8か月以上が経過した今もなお、原子力災害は福島県に深刻な影響を及ぼしている。
- 東京電力は、新たな風評を発生させないと強い決意を持ち、ALPS処理水の海洋放出を始め廃炉における万全の安全対策を徹底することはもとより、損害がある限り賠償を継続するという基本的考え方の下、被害の実態に見合った賠償を確実かつ迅速に行い、原子力災害の原因者としての責任を最後まで果たすべきである。
- 本日の各代表者からの意見を真摯に受け止め、これまで以上に被害者それぞれの立場に立って、誠意を持った対応をお願いする。
- 以上で、本日の要求活動を終了する。

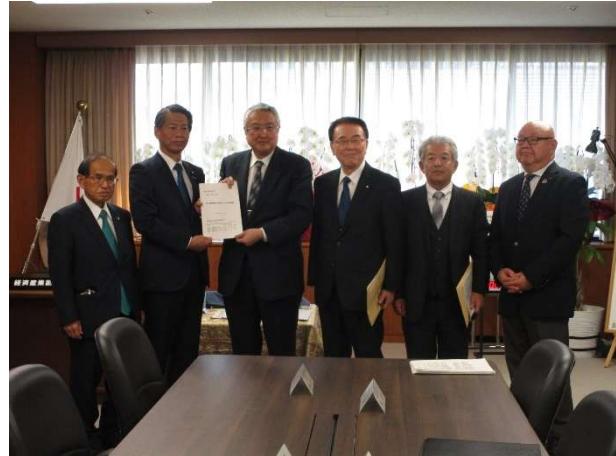
## 2 経済産業省（対応者：副大臣 山田 賢司）

11:30～11:45 経済産業省 本館11階 副大臣室

### 【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

#### ＜ALPS処理水の海洋放出に係る責任ある対応＞

- 要望書3頁の1(1)。ALPS処理水の海洋放出に係る責任ある対応について、一部の国や地域が日本産水産物等の輸入規制措置について、依然として福島県産等の輸入規制が継続するなど事業者に影響が生じていることから、国として輸入規制の早期緩和・撤廃に向けたより一層の働き掛けを行うとともに、東京電力に対し、賠償を確実かつ迅速に行うようしっかりと指導していただきたい。
- また、海洋放出は長期間にわたる取組であることから、新たな風評を発生させないよう、行動計画に基づき政府一丸となって、徹底した安全対策や国内外に向けた正確な情報発信、万全な風評対策を徹底的に講じていただきたい。
- それでもなお、風評被害が発生する場合の賠償については、被害の実態に見合った賠償が迅速かつ確実になされるよう、東京電力の指導はもとより、国が前面に立って対応していただきたい。



#### ＜中間指針第五次追補等を踏まえた適切な対応＞

- 要望書4頁の2(1)。中間指針第五次追補等を踏まえた適切な対応について、追加賠償の対象者に対する支払率が9割を超えた一方で、いまだ数万人が賠償請求未了となっていることから、賠償請求未了者の現況把握と追加賠償の周知を丁寧に行うとともに、現地訪問等を通した請求支援にも取り組み、確実かつ円滑に対応するよう、東京電力を御指導いただきたい。

#### ＜営業損害に係る賠償＞

- 要望書5頁の4(1)。農林水産業の営業損害について、多くの県産農林水産物の価格が依然として全国平均より低い傾向にあるなど、県内全域に根強く残る風評を払拭するため、総合的な対策を継続するとともに、被害者の立場に立った賠償が円滑に行われるよう東京電力を御指導いただきたい。
- 商工業等の一括賠償後の取扱いについて、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、被害の実態に見合った十分な賠償を確実かつ迅速に行うよう御指導いただきたい。
- 国においては、今後もそれぞれの事情に丁寧に耳を傾けながら、被害者それぞれの状況に応じた賠償が、迅速かつ的確になされることはもとより、当県特有の深刻化・複雑化する課題への対応についても、最後まで責任をもって取り組んでいただきたい。

### 【山田副大臣】

- 東日本大震災、東京電力福島第一原発の事故以来、14年8か月以上にわたって、多大な御迷惑、御心配をお掛けしている。改めてお詫びを申し上げる。
- ALPS処理水の海洋放出については、安全性の確保に継続的に取り組むとともに、国内外に透明性の高い情報発信等の風評対策、なりわい継続支援などに全力で取り組んでまいる。
- また、一部の国・地域による科学的根拠に基づかない輸入規制の撤廃等を強く求めてまいる。
- 政府による支援策を講じてもなお、被害が生じた場合には被害の実態に見合った迅速かつ確実な賠償がなされるよう東京電力を指導してまいる。
- 中間指針第五次追補を踏まえた追加賠償についても、請求をなされてない方への周知、請求支援等に取り組み、着実に賠償を行うよう、東京電力を指導してまいる。
- 農林水産業、商工業の営業損害については、東京電力に対して、個別の事情を踏まえつつ、被害の実態に見合った賠償を実施していくよう指導してまいる。
- 賠償請求に係る負担軽減については、東京電力において、申請手続をお手伝いするなどの取組を行っていると承知しているが、引き続き、負担軽減に資する柔軟な対応を行うように東京電力に指導してまいる。

### 【今泉ＪＡ協議会会長代理（常務理事）】

- 農産物の賠償については現在も年間 100 億円、県の農業者・団体で約 5 万人程度の賠償請求を行っている。この賠償の手続に関しては現在円滑に進んでいる。
- 風評被害をなくすための方策が非常に重要となっている。東京電力とも話をしてきたが、今 の風評は消費者ではなく、流通面での風評解消が課題と考えている。我々も、東京電力も県産農産物の販売流通支援をやっているが、こういった食品企業や外食のような様々な業態の皆様が福島県の農産物を購入するような機会を数多く作りたい。この場作りを東京電力と我々で一緒になってやっており、経済産業省の方からも側面支援をお願いしたい。

### 【松崎商工会連合会副会長（天栄村商工会長）】

- 原発事故から14年8か月が経過しましたが、住民の帰還が思うように進まず、事業者は、地元での再建の見通しが立たない、厳しい状況が続いており、風評被害の影響も依然として根強く残っている。
- 損害が続く限り、東京電力が「原子力災害の原因者」として、賠償責任を最後まで果たすよう、国は強く指導・監督くださるようお願いしたい。
- さらに、ALPS処理水の海洋放出については、国が東京電力に対し十分な指導を行い、ミスが発生しないよう適切な対処をお願いしたい。
- また、輸入規制の早期緩和・撤廃に向けた更なる働き掛けを行うとともに、国は前面に立ち、あらゆる手段により、国内外への風評対策を行ってくださるようお願いしたい。
- そして、新たな風評損害が生じた場合には、被害者に寄り添った円滑な賠償をさせるよう、東京電力に対し、国は更に一步踏み込んで強く指導されますよう、お願いしたい。

### 【三保市長会会長代理（二本松市長）】

- ALPS処理水の海洋放出や廃炉作業が長期にわたること、また、県全域において風評が根強く残っていることから、自治体が実施する風評対策に係る費用についての財政支援措置又は適切な賠償を行うこと。
- 放射能教育について、令和7年3月実施の環境省による「原発事故被災地における次世代以降の人への放射線による健康影響に関するアンケート」では、可能性が高いとする割合がいまだに4割(38.3%～39.6%)となっている。
- こうした結果を踏まえ、遺伝子の分野まで落とし込んでしっかりとした調査分析を行い、次世代以降へは健康影響はないという科学的エビデンスに基づいた情報発信を行うなど、国民が放射能に関する正しい知識を習得できるようあらゆる施策の国を挙げた更なる取組をお願いしたい。

### 【星町村会会長（下郷町長）】

- 緊急要望に関しましては、鈴木副知事より申し上げたとおりであるが、燃料デブリの取り出しに向けた工程等が検討された結果、目標としていた2030年代初頭の取出しが、30年代後半にずれ込むことが示された。取出しには、原子炉内部の正確な状況把握に加え、作業の安全確保、取出し後の一時保管や県外での処分のあり方など、多くの課題がある。
- 目標である2051年の廃炉完了を実現するためにも、それらプロセスを具体化した精緻なロードマップを早急に策定いただくとともに、特に、使用済み燃料や取り出された燃料デブリなど放射性廃棄物が県外で適切に処分できるよう、取組を進めていただきたい。

### 【山田副大臣】

- 風評被害はあってはならないことだと思っている。皆様からもあったとおり、科学的根拠に基づいて、我々自身も政府を挙げて、国内の市場はもちろんのこと、海外からも謂われなき批判に対してもしっかりと科学的な情報を発信していくよう話を来てまいる。
- 住民の帰還に関しては、しっかりと取り組んでいき、東京電力に対しても、指導をしっかりとやってまいる。
- 放射能教育に関しては、科学的根拠に基づき、様々な風評被害が起こらないよう関係省庁と連携して取り組んでまいる。
- 廃炉作業についても、困難な作業に取り組んでいるが、しっかりと安全かつ着実に進めていることが何よりも重要だと考えている。2051年の廃炉完了までにしっかりと取り組んでまいる。
- 流通段階の風評に関しては、安全だと言うことはもちろんのこと、消費者においしい、ということをアピールしていくことで取り入れてもらえるよう情報発信に努めていく。

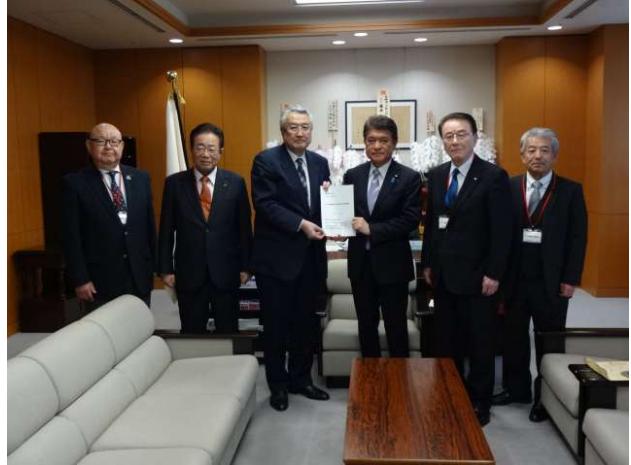
### 3 文部科学省（対応者：副大臣 小林 茂樹）

15:00～15:15 文部科学省東館 11階 小林副大臣室

#### 【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

##### ＜ALPS処理水の海洋放出に係る責任ある対応＞

- 要望書4頁の1(3)。ALPS処理水の海洋放出に係る責任ある対応について、原子力損害賠償紛争審査会を含め、国においては、基本方針や行動計画による様々な対策の実施状況を継続的に確認し、具体的な調査等により当県の現状把握をこれまで以上にしっかりと行うなど、必要な対応を適時適切に行っていただきたい。



##### ＜適時適切な「指針」の見直し＞

- 要望書5頁の3。適時適切な「指針」の見直しについて、審査会においては、第五次追補策定後においても、先日実施された現地視察の内容や関係市町村等からの声、さらには後続訴訟における確定判決において「第五次追補」を上回る賠償額が示された事例もあることから、調査・分析等を進め、当県の現状をしっかりと把握した上で、適時適切に「指針」を見直していただきたい。

##### ＜被害者の視点に立った親身・迅速な賠償＞

- 要望書9頁の6(4)。審査会の現地視察時に地元住民から意見が出ていたように、賠償請求手続については、高齢者等から手続が困難である等の声もあることから、文部科学省としても、被害者の負担軽減が進み、全ての被害者が確実に賠償請求をすることができるよう、東京電力への働き掛けをお願いしたい。
- 引き続き、責任を持って対応するよう東京電力への働き掛けをお願いしたい。
- あわせて、原子力損害賠償紛争審査会宛の要望書もお持ちした。審査会にもお渡しいただき、しっかりと対応願う。

#### 【小林副大臣】

- ALPS処理水の海洋放出については、政府一丸となって取り組んでいるところだが、万全を期してもなお、被害が発生した場合の賠償に関しては、必要に応じてADR（原子力損害賠償紛争解決センター）を活用していただくよう、広報・周知活動に引き続き取り組んでいく。
- 原子力賠償紛争審査会においては、東京電力の賠償状況をしっかりとフォローアップしていく。また、適時適切な指針の見直しについては、審査会での定期的な現地視察、東京電力の賠償の状況や後続訴訟の判決を踏まえた、審査会での審議等を通じて、審査会が必要と判断した場合には必要な検討を行っていく。
- 被害者の視点に立った対応について。本年3月に文部科学省から東京電力に対して、3つの誓いを遵守するとともに、合理的かつ柔軟な対応を行い、被害者的心情に配慮した誠実な対応による迅速かつ公平、適正な賠償の実施に取り組むよう要請を行った。

- 第69回の審査会を開催しており、大村会長から東京電力に対して、高齢者を含む賠償未請求者への丁寧な対応を求めていた。さらに、9月に実施した現地視察では賠償手続に困難を抱えている高齢者などへの対応について要望があつたため、大村会長から次回審査会において何が出来るか検討してまいりたいとの発言があつた。
- 引き続き、審査会において、東京電力の賠償状況等をフォローアップし、ADRセンターを必要な方にしっかりと活用いただくよう体制を確保する。そして、新たな広報戦略、CM制作等の広報強化に積極的に努めていく。
- 審査会に対しても、要望書について責任を持ってお伝えさせていただく。

### 【立谷市長会会長（相馬市長）】

- 放射能教育が徹底されていないために、放射能リテラシーが身に付かず、福島県の子供が差別にあつていている。このことを懸念している。環境省のアンケート調査によると、国民の約40%が福島県の子供たちは将来、遺伝的に影響を残す可能性がある、と思っている。実際、遺伝子が破壊されるレベルの放射線は受けていないし、仮に遺伝子が破壊されたとしても修復される修復機能を持っている。しかし、このことについて、国は国民に学術的な根拠を情報発信としてはっきり示していないのが現状。
- 世界中にある実験データ等しっかりとエビデンスに基づいて情報発信を行い、福島県の子供が将来、遺伝子的に影響を残すことはない、ということを放射能教育の一環としてしっかりと伝えていただきたい。
- こうした国民的な誤解、偏見がまだ解けていないことに対して、放射能教育も含めて、文部科学省としてしっかりと対応いただきたい。

### 【星町村会会長（下郷町長）】

- 教育旅行の宿泊者数は震災前の7割に満たない状況にある。
- 当県は、歴史、文化、伝統、自然環境に恵まれた地域に加え、ふくしまでしか学べないホープツーリズムなど、様々なニーズに応えられるので、教育旅行先として当県が選ばれるよう、お力添えをお願いする。

### 【今泉ＪＡ協議会会長代理（常務理事）】

- 第3期復興・創生期間に向けた議論をしていただいていると思うが、その話のなかで、風評被害は落ち着いてきたのではないか、と感想を持っている方もいる。
- 我々は県内事業者5万人分の賠償を請け負っているが、（毎年の）賠償額は100億円を下回ってない。風評被害が収まっている状況ではない、ということを政府全体で共有していただきたい。

### 【松崎商工会連合会副会長（天栄村商工会長）】

- 原発事故から14年8か月が経過したが、住民の帰還が思うように進まず、事業者は地元での再建の見通しが立たない厳しい状況が続いている。風評被害の影響も依然として根強く残っている。
- 損害が続く限り、東京電力が原子力災害の原因者として、賠償責任を最後まで果たすよう、国は強く指導・監督くださるようお願いしたい。

- さらに、ALPS処理水の海洋放出については、国が東京電力に対し十分な指導を行い、ミスが発生しないよう適切な対処をお願いしたい。
- また、輸入規制の早期緩和・撤廃に向けた更なる働き掛けを行うとともに、国は前面に立ち、あらゆる手段により、国内外への風評対策を行っていただきたい。
- そして、新たな風評損害が生じた場合には、被害者に寄り添った円滑な賠償をさせるよう、東京電力に対し、国は更に一步踏み込んで強く指導されますよう、お願いしたい。

**【小林副大臣】**

- 風評被害対策については、確実に実施しており、また、学校での放射線教育についてはこれからも続けていく。
- 放射能教育が行き届いていないとの御意見については確認させていただく。
- 除去土壤の再生利用について、実証としては、どうもろこし等の農作物でも安全を確保できればと願っている。

#### 4 復興庁（対応者：副大臣 瀬戸 隆一）

15:30～15:45 合同庁舎4号館 10階 瀬戸副大臣室

#### 【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

##### ＜ALPS処理水の海洋放出に係る責任ある対応＞

- 要望書3頁の1(1)。ALPS処理水の海洋放出に係る責任ある対応について、依然として福島県産等の輸入規制が継続していることから、輸入規制の早期緩和・撤廃に向けたより一層の働き掛けを行っていただきたい。

また、海洋放出は長期にわたる取組であることから、新たな風評を発生させないという強い決意の下、行動計画に基づき政府一丸となって、徹底した安全対策や正確な情報発信はもとより、農林水産業や観光業を始めとする県内の幅広い業種に対する万全な風評対策を徹底的に講じていただきたい。

また、風評被害は全県的に根強く残っていることから、地方公共団体が実施する風評対策の事業についても、引き続き、財政支援措置を講じていただきたい。



##### ＜政府による復興施策等の確実な実施＞

- 要望書 11 頁の9。政府による復興施策等の確実な実施について、第2期復興・創生期間以降も、福島県が原子力災害からの復興の歩みを着実に進めていくためには、迅速な賠償はもとより、住宅確保や就労の支援、農林水産業及び商工業等の事業再開や転業等のための支援、教育や医療も含めて、被害者に寄り添ったきめ細かな生活再建策、住民帰還に向けた支援策を実施していただきたい。
- また、いまだ一部の国や地域が県産農林水産物等の輸入規制を継続しているほか、観光目的や教育旅行の宿泊者数などが十分に回復していないことを始め、原子力災害による影響は、現在進行形で県内全域に及んでいることから、風評・風化対策を始めとする当県の復興・創生に向けた取組を今後も一体的・中期的に推進していただきたい。
- いずれにしても、長い取組となるので、皆様方の御支援をよろしくお願いしたい。

#### 【瀬戸副大臣】

- ALPS処理水に係る輸入規制について、早期に撤廃されるよう政府としても一丸となって取り組んでいく。昨年も日中ハイレベル経済対話のなかで、中国に対して、科学的な根拠を基に判断して欲しい旨を伝えており、これからもしっかりと伝えていく必要があると考えている。あわせて、科学的根拠に基づいた情報発信も行っていく。
- 政府による復興支援について、地域情報発信交付金を増額要望していることから、市町村の方々にしっかりと利用していけるよう対応していく。

- 第3期復興・創生期間について、個別の案件が色々と出てくると想定しており、丁寧に事情を聞いて、しっかりと対応していく。
- 国が前面に立って、しっかりとやっていきたい。

#### 【立谷市長会会長（相馬市長）】

- 心のケアに関して、その1つとして放射能教育がある。放射能の影響が遺伝することはない。遺伝子が壊れるほど、放射能は浴びていないのだが、国民の約4割が後世に影響を及ぼすと思っている。この現実をなんとかしていただきたい。
- これまでも私は放射能教育をしっかりとやって欲しい、高校入試に出して欲しいと申し上げてきた。また、放射能が遺伝子に影響を与えることはない、という論文でもいいし、科学的な証明が必要かと思う。これが一番の問題だろうと思っている。
- 心のケアに関しては、福島県全体の子供たちだけでなく、特に被災地において、孤独な高齢者にも必要になっている。
- F-REI 等の将来に向かっての新しいプロジェクト、試みはこれからもお願いしたい。
- 医師不足に関して非常に難しい問題となっている。診療報酬だけでは今の医療を維持できないという問題に加えて、福島県の医師不足という状況がなかなか解消できない。特に、小児科、産婦人科で医師不足が顕著。厚生労働省も含めて対応が必要な問題かと思うが、念頭に置いて御協力いただきたい。
- 風評被害に関しても要望にあったとおり、しっかりと対応していただきたい。

#### 【星町村会会長（下郷町長）】

- 燃料デブリの取り出しをはじめとした廃炉作業、復興再生土の再利用を含めた除去土壤等の県外最終処分に向けた取組の推進、住民帰還に向けた特定帰還居住区域の整備と森林整備を通じた帰還困難区域の復興など、当県復興が抱える様々な課題解決に向け、復興庁には復興の司令塔としての役割を発揮いただき、当県復興が一層加速できるよう、お力添えをお願いしたい。

#### 【今泉ＪＡ協議会会長代理（常務理事）】

- 東京電力との間の賠償に関しては順調に進んでいるが、農産物に係る風評被害による損害は毎年 100 億円を下回っていない。
- 第3期復興・創生期間に向けて各省庁とも話をしているが、一部には、風評は收まりつつあるのではないかとの認識を持った方もいると聞いており、各省庁には風評はまだ残っているという実態をお伝えしている。
- 風評被害をなくす努力は我々自身も行っており、東京電力も流通販売支援等をしてくれている。特に消費者に近い流通業者に対する継続的な取引を広げていきたいと考えていることから、そういう点への御支援等もお願いしたい。

#### 【松崎商工会連合会副会長（天栄村商工会長）】

- 原発事故から14年8か月が経過したが、避難地域では住民帰還が思うように進まず、事業者は地元での事業再開の見通しが立たない、厳しい状況が続いている。風評被害の影響も依然として根強く残っている。

- 損害が続く限り、東京電力が原子力災害の原因者として、賠償責任を最後まで果たすよう、国は強く指導・監督くださるようお願いしたい。
- さらに、ALPS処理水の海洋放出については、国が東京電力に対し十分な指導を行い、ミスが発生しないよう適切な対処をお願いしたい。
- また、輸入規制の早期緩和・撤廃に向けた更なる働き掛けを行うとともに、国は前面に立ち、あらゆる手段により、国内外への風評対策を行っていただきたい。
- そして、新たな風評被害が生じた場合には、被害者に寄り添った円滑な賠償をさせるよう、東京電力に対し、国は更に一步踏み込んで強く指導するようお願いしたい。

### 【瀬戸副大臣】

- 心のケアに関しては、放射能に係る誤った情報が伝わらないよう、子供たちに対して、パンフレット等の配布を実施しているが、まだまだ足りない部分があると思うので、しっかりとこれからも取り組んでいく。
- また、児童、生徒向けにアニメーション動画の配信を行ったりしており、これからも幅広い世代に発信していく。
- 除染土、最終処分の問題については、これからもしっかりと取り組んでまいります。まずは、第3期復興・創生期間中にて全力で取り組んでいく。
- 風評被害に関しては、放射性物質の検査等安全性の確保にはしっかりと取り組んでいるが、それに係る周知をこれからもしっかりとやっていく必要がある。それと同時に、産地として、桃など福島県産を広く打ち出していけるよう、また、産地競争力がつくようにしっかりと尽力していくたい。
- 商工関係の問題に関しても、様々な問題があるかと思うが、お話を伺いながら対応していくたい。また、これからも何かあれば言っていただきたい。

( 以 上 )